

船橋市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（以下「地域包括ケアシステム」という。）構築推進事業の実施について必要事項を定める。

(目的)

第2条 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取り組みを推進する。

(協議事項)

第3条 地域包括ケアシステム構築推進事業の実施については、以下の各号に定めるもののほか、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」別記2-18「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業実施要領」（以下「国要領」という。）の規定の例による。

- (1) 精神保健医療福祉体制の整備に係る事項
- (2) 普及啓発に係る事項
- (3) 住まいの確保や居住支援に係る事項
- (4) 当事者・家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事項
- (5) 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事項
- (6) 障害者等の地域生活支援に係る事項
- (7) 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事項
- (8) その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事項

(組織)

第4条 第3条に定める事項の協議の場合は、代表者会議と実務者会議の2部構成とする。

- 2 代表者会議は、船橋市地域精神保健福祉連絡協議会設置要綱第1条に定める、地域精神保健福祉連絡協議会とする。
- 3 代表者会議は、地域課題の共有、第3条に定める事項及び地域目標、具体的な取り組みを協議検討する。
- 4 実務者会議は、船橋市地域精神保健福祉連絡協議会設置要綱第4条第1項第1号に定める、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進部会とする。
- 5 実務者会議の構成員は、保健、医療、福祉に関する各関係機関及び団体並びに関係行政機関の職員から、会長が指名する。
- 6 実務者会議は、船橋市の地域課題等について調査、把握、協議検討し、具体的な事項を検討して代表者会議に報告する。
- 7 代表者会議が必要があると認めるときは、実務者会議に関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(会長)

第5条 代表者会議の会長は、船橋市地域精神保健福祉連絡協議会設置要綱第5条に定める、会

長とする。

(守秘義務)

第6条 代表者会議又は実務者会議に出席した者は、協議及び運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。当該委員がその職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 代表者会議及び実務者会議の庶務は、船橋市保健所保健総務課において行う。

(公務災害補償)

第8条 構成員（第4条第5項）の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）に準じて補償する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域包括ケアシステム構築推進事業の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。